

# 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

※特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

## マイナンバーに対する国民の懸念と保護措置

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
  - 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ⇒ 番号法では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定。

## ガイドラインの必要性

### <ガイドラインの必要性>

- 従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置においては、利用範囲が法律で限定されているなど個人情報保護法と取扱いが異なることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要との民間企業からの声がある。
- 行政機関等・地方公共団体等は、マイナンバーを利用して個人情報を検索、管理する事務等を実施するので、マイナンバーの取扱いについて周知することが必要。

### <ガイドラインの作成方針>

- 検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者や地方公共団体等が参加する検討会を開催し、民間企業や地方公共団体等の意見を聴きながら作成。
- 番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼。

※番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会はマイナンバーその他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされている。

## 今後の広報

- 各種広報に努めるとともに、順次、経済団体等向けに説明会を開催予定

## ガイドラインの主な内容

- 事業者等が番号法のルールを遵守するため、ガイドラインでは、番号法の規定及びその解釈について、分かりやすく解説することを主眼とし、マイナンバーを取り扱うにあたって最低限守るべき事項を具体例を用いて記述。

### <代表的な例>

#### 利用・提供の制限

マイナンバーの利用・提供の範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されている。

- ⇒ 具体例①マイナンバーを社員番号として利用してはならない。
- ②本人の同意があったとしても、利用目的を超えてマイナンバーを利用してはならない。

#### 安全管理

漏えいを防止するためのマイナンバーの保管・外部委託に関する留意事項。

- ⇒ 具体例③委託先を適切に監督しなければならない。委託契約には秘密保持義務、情報の持出禁止などを盛り込まなければならない。
- ④再委託をする場合には、委託元の許諾を得なければならない。
- ⑤不正アクセスを防止する対策をとらなければならない。

#### 保管・廃棄

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない。必要なくなったときは、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- ⇒ 具体例⑥扶養控除等申告書は、7年間の保存義務があることから、7年の保存期間を経過した場合は、できるだけ速やかに廃棄しなければならない。
- ⑦マイナンバー部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の個人情報の保管を継続することは可能である。